



「青森県防火の集い」

下北大会の開催について

平成十五年のむつ市、下北郡内の火災件数は三十三件で、平成十六年は九月三十日現在で三十四件となっており、その半数以上が住宅火災です。

このような火災から我が家を、そして大切な命を守るため下北地域広域行政事務組合消防本部では、住民の防火意識の高揚と民間防火組織の拡大及び高齢者等の災害弱者が安心して暮らせる環境づくりの推進を目的とした「青森県防火の集い下北大会」を下記により開催することとなりました。

この大会は、県内の婦人防火クラブ及び幼年・少年防火クラブを中心に防火関係者が

一堂に会して防火を誓い合い「防火は家庭から」を合言葉に実施されます。

住民の皆様にはご近所お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

一、開催日時

平成十六年十一月二十五日（木）午前十時

二、開催場所

むつ市金谷二丁目十番一号 下北文化会館大ホール

三、内容

第一部 式典

第二部

アトラクション（防火演技）

・幼年消防クラブ

・和太鼓、マーチング

・少年消防クラブ

・神楽

・婦人消防クラブ

「流し踊り」等

易国間森林事務所の新築について

当署、易国間森林事務所の新築に伴い、完成するまでの間、左記の場所へ仮事務所を設置することになりましたのでお知らせします。

○仮事務所の場所

大間町大字大間字冷水50-1

大間上級森林事務所内

電話・FAX

0175-132-1333

○仮事務所の期間（予定）  
自 平成16年10月22日  
至 平成17年1月31日

国保からのお知らせ

○国民健康保険法では、災害などの特別な事情がないのに保険税を一年間滞納すると、保険証を返還していただくことになっております。

○その場合には、「被保険者資格証明書」を交付されることとなりますが、これでお医者さんにかかるときは、いったん医療費の全額を自己負担していただくこととなります。

○保険税は、国保を支える大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。

○保険証は十月一日から新しくなりました。

○納付に関するご相談は、風間浦村役場の国保係へ。

青森県国民健康保険団体連合会

最低賃金が改正されました

青森県最低賃金は、十月一日から時間額で六〇六円に改正されました。

最低賃金制度は、「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は最低賃金より低い賃金で労働者を働かせてはならないと定めた

第56回 人権週間

本年12月4日から10日までは「第56回人権週間」です。昭和23年12月10日第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定め、各国では基本的人権尊重の精神を徹底させるための記念行事が行われます。わが国では、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定めていますが、青森地方法務局と青森県人権擁護委員連合会では次の強調事項を掲げ、県民の皆さんに人権尊重思想の大切さを呼びかけています。

- 平成16年度啓発活動重点目標 「育てよう 一人一人の 人権意識 一人身近なことから人権を考えてみませんか」
- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見

- をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

「人権週間」にあたり、私たち一人ひとりが人権について考え、明るく豊かな社会をつくりましょう。

なお、毎日の生活の中で、お困りのときは、青森地方法務局むつ支局（むつ市金谷二丁目6の15 ☎0175-23-3202）または、お近くの人権擁護委員に御相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

風間浦村の人権擁護委員は次の方々です。

- 人権擁護委員 成田 昭信
- 人権擁護委員 蛸嶋 八重子
- 人権擁護委員 佐賀 勇一

◆特設人権相談所開設のお知らせ◆

と き 平成16年12月3日 午前10時～午後3時  
と ころ 風間浦村中央公民館  
相談担当者 人権擁護委員